

①

陳 情 等 処 理 状 況

令和 2 年 9 月 25 日

総 務 課

宛先：教育長 受理・面談：8月20日

件 名	令和3年度教育予算編成に関する要望	
陳 情 者	茨城県市町村教育長協議会 会長 今泉 寛	
関 係 課	総務課, 財務課, 生涯学習課, 文化課, 義務教育課, 特別支援教育課, 保健体育課	
陳情経過・ 応対等	令和2年8月20日(木)に教育長が要望書を受領し, その後, 総務企画部長, 学校教育部長, 教育企画監, 関係各課長も出席のもと面談を行った。	
陳情内容		現況と対応
※太字は, 重点要望項目で協議した項目 ※下線部____は新規の要望箇所 第1 学校教育 1 優れた教職員の確保のための措置 (1) 義務教育費国庫負担制度の堅持の要望 (2) 教職の特殊性及び勤務実態を考慮した処遇の改善 (3) 人事評価制度の適切な運用		第1 1 (1) 全国都道府県教育長協議会及び全国都道府県教育委員協議会を通じ, 必要な財源は国の責務として完全に保障されるよう要望している。 (2) 全国都道府県教育長協議会等を通じ, 人材確保法を堅持しつつ, 教員給与について一層の改善を図るよう, 国に対し引き続き要望していく。 県学校長会と連携した勤務実態調査の実施と具体的改善策を検討していく。また, 管理職研修会における協議の実施と具体的改善策を検討していく。さらに, 市町村教育委員会の業務改善の取組に向けてフォローアップに努める。 (3) 人事評価結果の給与反映については, 要項に従い, 規則に定める人数の範囲内で実施していく。 令和2年度の給与等への反映に関する課題を洗い出し, 次年度の反映がよ

2 学校施設及び設備の整備推進のための措置 (1) 学校施設整備に係る国庫負担金及び交付金の増額の要望 ア 増築，改築時における必要面積の拡大 イ 増築，改築及び大規模改造（質的整備：トイレ改修，空調設置，障害児等対策）に対する補助率並びに補助単価の更なる増加及び対象要件の緩和 ウ 大規模改造（老朽）における補助要件の緩和 (2) 学校施設の長寿命化対策等への<u>県独自</u>予算の確保【重点】 (3) <u>学校設備整備に係る国庫交付金の複数年度措置の要望</u>【重点】 (4) 武道場の整備及び用具，防具等への助成措置の要望 (5) <u>体育館・武道場のエアコン設置のための補助制度の拡充</u>【重点】	り適正で円滑に運用できるように改善する。また，市町村教育長協議会と連携を図りながら，進捗状況に応じて関係者に対する研修や説明を適時行っていく。 2 (1) 県の中央要望や全国公立学校施設整備期成会，全国都道府県教育長協議会及び全国都道府県教育委員協議会等を通じて国庫補助予算総額の確保，補助要件の緩和，補助率や補助単価の引き上げ等について要望を行っている。 (2) 設置者（各自治体）が学校施設整備を計画どおり進めるために必要な予算の確保等について，関係省庁等に要望している。 なお，県独自の予算については，国・県・市町村の役割分担の観点から困難である。 (3) 設置者（各自治体）が学校施設整備を計画どおり進めるために必要な予算の確保や緊急的な事業の執行に当たっての弾力的な制度運用を関係省庁等に要望している。 (4) 全国都道府県教育長協議会及び全国都道府県教育委員協議会等を通じ，関係省庁に対し，生徒の学習活動に十分対応できる施設整備等の予算措置について，要望を行っている。 武道の必修化に伴い必要となる用具・防具等について，今後も交付税措置が継続されるよう，関係省庁へ要望を行っていく。 (5) 県の中央要望や全国公立学校施設整備期成会，全国都道府県教育長協議会及び全国都道府県教育委員協議会等を通じて国庫補助予算総額の確保，補助
---	---

(6) 学校給食施設整備に係る交付金の確保，補助制度内容の拡充及び対象条件の緩和 (7) 緊急防災・減災事業債の制度の継続と充実への要望 (8) 教育の情報化に向けた I C T 関連機器の導入（<u>全普通教室への電子黒板の設置，W i - F i 環境整備等</u>）<u>及び更新等のための補助制度の確立及び G I G A スクール推進サポーターの配置継続並びに育成についての助成措置</u> 【重点】 (9) <u>G I G A スクール構想の実現に係る一人一台端末の整備及びネットワーク環境の整備後に発生する保守費や学校のインターネット通信料，デジタル教科書や授業支援ソフトウェア導入の補助制度の確立，助成措置</u>	要件の緩和，補助率や補助単価の引き上げ等について要望を行っている。 (6) 関係省庁に対して，引き続き，学校給食施設をはじめとした学校施設の整備に必要な財源確保，補助対象の基準面積の緩和，建築単価引上げ等について，機会を捉えて要望を行っている。 (7) 県の中央要望や全国都道府県教育長協議会及び全国都道府県教育委員協議会等を通じて関係省庁に対し，制度の恒久化又はこれに代わる有利な地方財政措置の確保等について要望を行っている。 (8) 令和元年度まで，I T サポート推進事業として，行政の I C T 環境整備担当者及び情報教育担当者を対象に先進的な I C T 教育に係る研修を行った。 令和元年度から，G I G A スクール構想の実現に関する説明会を開催し，各種補助金について説明するとともに，学校の I C T 環境整備の推進を図っている。今後も，計画的な整備に向けて，研修や情報提供等の支援に努めていく。市町村においては，学校における情報機器の安定かつ計画的な整備を推進するために，国の補助事業を積極的に活用されたい。 今後も，端末更新等のための補助制度の確立及び G I G A スクールサポーターの配置継続並びに育成に関する助成措置について，国に働きかけていく。 (9) 令和元年度から，G I G A スクール構想の実現に関する説明会を開催し，各種補助金について説明するとともに，学校の I C T 環境整備の推進を図ってきた。 また，市町村教育長会議において説明するとともに，文書にて情報提供を行ったほか，担当者に積極的な活用について助言してきた。今後も，計画的な整備に向けて，情報提供等の支援に努めていく。市町村においては，学校
--	--

(10) <u>障がい児受け入れのため学校施設で実施する小規模バリアフリー改修工事等に対する財政支援</u> 3 指導方法の改善・充実のための措置 (1) 児童生徒一人一人に向き合う時間を確保した個に応じた指導の充実を図るため、少人数指導等の教員の配置拡充及び基準の見直しと改善 (2) 中学校における「定数崩し」の<u>見直し</u>【重点】 (3) 外国語教育の充実のための措置 ア 小学校での外国語教育の教科化及び外国語活動の拡大に対応するため、英語の免許を有する専科教員の配置拡充 イ A L T の配置に対する助成措置	における情報機器の安定かつ計画的な整備を推進するために、国の補助事業を積極的に活用されたい。 今後も、整備後に発生する保守費や学校のインターネット通信料、デジタル教科書や授業支援ソフトウェア導入の補助制度の確立、助成措置について、国に働きかけていく。 (10) 全国都道府県教育長協議会及び全国都道府県教育委員協議会等を通じ、関係省庁に対し、生徒の学習活動に十分対応できる施設整備等の予算措置について、要望を行っている。 3 (1) 教職員定数の改善については、令和2年6月に国に対する要望を行うとともに、全国都道府県教育委員連合会等を通じ、新たな定数改善計画を策定するよう要望している。 (2) 教職員定数の改善については、令和2年6月に国に対する要望を行うとともに、全国都道府県教育委員会連合会等を通じ、新たな定数改善計画を策定するよう要望している。 (3) ア 中学校英語免許保有者の小学校への配置を計画的に進めていくほか、国に対しては、小学校外国語教育の授業の質の向上を図るための加配を要望している。また、小学校教員の採用において、一定の英語資格を有する受験者を加点する特例措置を導入している。さらに、ネイティブ教員もしくは英語に関する高い資格を有する教員を4名採用し、現在小学校英語専科教員として勤務している。今年度も、スペシャリストを対象とした特別選考として実施している。 イ A L T については、国からJ E TプログラムのA L T について、一人に
--	---

(4) 代替教員としての講師不足を解消するためのシステムの構築や人材の確保及び正規教員と非正規教員，<u>臨時的任用職員</u>と<u>任期付職員</u>の格差の改善 (5) 学校図書館の利用促進を図るための学校司書の配置に対する助成措置の拡充 (6) 帰国・外国人児童生徒の日本語指導を充実させるため，日本語指導教諭又は日本語指導コーディネーターの配置拡充，他校からの通級や他校へ訪問指導ができる拠点校形成のための日本語指導教諭の配置	つき年間 590 万円の地方交付税措置がなされている。このことについて、県においては、国からの文書を受け、市町村教育委員会への周知を行っている。 (4) 各教育事務所連携による講師志願者データベースを活用するなど、情報共有に努める。 短期的には、定年退職者など一旦現場を離れた教員免許保有者への講師志願の依頼を進めるとともに、任期付教職員，臨時的任用職員等採用説明会を開催するなど、講師の確保に努める。 中長期的には、「いばらき輝く教師塾」や「中学生のための教職セミナー」、大学や都内における採用説明会を継続することで、教員志願者の増加を図るとともに、教育者としての資質能力に優れた、人間性豊かな人材の確保を図っていく。 児童生徒の増減により学級数が不確定であることや国から加配される教員数が毎年度変動することなどから正規職員を配置することが難しいため、やむを得ず、一定数を欠員補充講師として配置する必要がある。 (5) 国において、「平成 29 年度からの 5 か年で学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新，学校図書館への新聞配備と学校司書の配置拡充を図る」ことを目的とし，第 5 次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」の財政措置が講じられている。 そのうち，学校司書についての配置については，これまでは単年度の措置であった学校司書配置費が新たに 5 か年計画に組み入れられ，単年度当たり約 220 億円講じられていることから，本措置を積極的に活用されたい。 (6) 帰国・外国人児童生徒への対応の充実を図るための教職員の増員が可能となるよう，国に対して，新たな定数改善計画の策定，小学校における専科指導やチーム学校の推進も含め，加配及び特別な教育的支援をするための加配
---	--

(7) 部活動指導員配置事業費補助制度の拡充及び外部指導者への助成措置 (8) 県独自の予算による県費負担教職員の増員 (9) <u>小中一貫教育を推進するための教職員の加配措置</u> (10) <u>スクール・サポート・スタッフ制度（補習等のための指導員等派遣事業）の柔軟な活用</u> (11) <u>小学校の専科指導加配教員の増員</u> 4 教育相談体制の充実のための措置 (1) スクールカウンセラーの配置措置の拡充及びスクールソーシャルワーカーの派遣日数の拡充	定数の充実について要望している。 (7) 県の財政状況は厳しい状況ではあるが、全市町村に部活動指導員配置に係る意向調査を実施し、引き続き、国の補助事業を活用して、部活動指導員の増員に努めていく。 (8) 今後も、必要に応じて県費負担教職員の予算措置に努めていく。 (9) 学園制に係る加配については、国において令和2年度から加配措置されたところであり、今後も国に対して教職員の加配措置の充実について要望していく。 (10) 非常勤講師の更なる補充が難しいため、教員免許を有しない人材の活用について、国の補助事業や臨時交付金の活用を図りながら、対応を検討していく。 (11) 国の予算案においては、小学校専科指導加配教員の増員が図られたところであり、市町村の要望を踏まえ、専科指導教員の充実にさらに努めていく。 4 (1) スクールカウンセラーについては、令和元年度から、原則として、中学校区に同一のスクールカウンセラーを配置して小中連携を強化し、中学校を拠点校、小学校を対象校とした。令和2年度は、市町村独自配置を含め、全市町村立学校に配置できている。事業の継続及び拡充について、国に対しても要望していく。 スクールソーシャルワーカーについては、令和2年度において、総派遣回数を1,095回（前年比342回増）に拡充したところである。今後、さらに、中央要望など様々な機会を通して、スクールソーシャルワーカー活用事業の
--	---

7 児童生徒の心のケアの充実を図るため、養護教諭の複数配置校の拡大 8 通学の安全対策のためのスクールバス運行に<u>関する周辺環境整備を含めた</u>助成措置の拡充及び補助要件の緩和 9 学校統廃合に伴う措置に係る事業の継続及び内容の充実 (1) 学校統廃合に係る教職員の配置支援の更なる拡充 (2) 学校統廃合時の遠距離通学対策事業の補助率の拡充及びスクールバス運行事業への継続的な助成措置及び補助要件の緩和 (3) 学校統廃合に伴う廃校施設解体に係る財政支援への要望	域)における食に関する指導の充実を図るとともに、著しく肥満している児童生徒や食物アレルギー等の対応が必要な児童生徒が在籍する学校(地域)に対し、栄養教諭等の加配(8名)を実施した。 栄養教諭等の定数改善及び基準の見直しについては、引き続き、国に対し要望していく。 7 複数配置校を拡大できるよう、引き続き定数改善について国に対し要望していく。 8 全国都道府県教育長協議会及び全国都道府県教育委員協議会を通じ、関係省庁に対し十分な財政措置を講じるよう、要望を行っている。 9 (1) 教職員の配置については、引き続き統廃合前後の2年間(各1名)において加配を行っていく。 学校統廃合に係る教職員定数については、文部科学省において平成26年度から加配措置され、平成27年度以降拡充が図られているところであり、引き続き、文部科学省に更なる教職員の加配措置の充実を要望していく。 (2) 遠距離通学対策については、市町村に対して国の補助があるほか、交付税措置が算入されるため、まずは市町村において、その活用を図られたい。 国に対しては、国庫補助制度の拡充等、小・中学校の適正配置に取り組む市町村に対する積極的な支援策(統廃合に伴う校舎等の新增築に対する補助、遠距離通学費に対する財源措置など)を講じることについて、引き続き要望していく。 (3) 全国都道府県教育長協議会及び全国都道府県教育委員協議会等を通じ、関係省庁に対し、財政支援制度の拡充を要望している。
--	---

10 <u>新型コロナウイルス感染症に関する保健衛生に要する補助制度や助成措置</u> 第2 幼児教育 1 幼児教育推進のため、研修会の充実と指導員の派遣措置 2 公立幼児教育施設整備に対する適正な助成措置 第3 社会教育 1 耐震化を含めた、青少年教育施設、図書館、公民館等の生涯学習施設の整備（改築及び設備改修を含む）に対する助成措置 2 家庭や地域の教育力の向上を目的とする取組に対しての助成措置	10 新型コロナウイルス感染症については、令和3年度以降も継続した対策が必要と考えられるため、補助金等の支援を継続するよう、国に対し要望していく。 第2 1 平成30年度から、幼児教育の充実及び保幼小の接続に向けて、市町村に「市町村幼児教育アドバイザー」、公立小学校に「保幼小接続コーディネーター」、幼児教育施設に「園内リーダー」といった人材がそれぞれに置かれ、県においては、各担当者向けの研修会を実施し、幼児教育の推進に向けた人材の育成を進めている。 こうした市町村における幼児教育の推進体制が整ってきている状況を踏まえ、平成30年度をもって幼児教育指導員の派遣事業を終了したが、市町村からの要請に基づき、県職員の派遣及び市町村への情報提供などにより、市町村への個別支援を継続して行っている。 2 県の中央要望や全国公立学校施設整備期成会、全国都道府県教育長協議会及び全国都道府県教育委員協議会等を通じて国庫補助予算総額の確保、補助要件の緩和、補助率や補助単価の引き上げ等について要望を行っている。 第3 1 耐震化を含めた、青少年教育施設、図書館、公民館等の生涯学習施設の整備については、本県の財政状況や県と市町村の役割の観点から、県単補助金の財政措置を講じることは困難である。 なお、公民館については、耐震化が進んでいないことから、引き続き、国に対して補助制度の創設を要望していく。 2 地域の教育力の向上を目的とする取組については、県と市町村の役割の観点から、県単補助金の財政措置を講ずることは困難である。企業連携による教育
--	---

6 <u>学校の空き教室を利用した児童クラブへの冷暖房設置費用の補助制度の創設</u> 7 <u>県の宿泊学習施設の大規模改修</u> 第4 体育・スポーツ 1 運動部活動の県代表として学校体育団体等が主催する関東・全国大会へ出場する学校・団体の宿泊費等の諸経費に対する助成措置の拡充 2 体育施設の整備に対する助成措置の拡充の要望 3 スポーツ<u>指導者</u>に対する助成措置 4 各種スポーツ大会への助成措置 5 <u>運動施設等の新型コロナウイルス感染防止対策の助成及び支援</u> 第5 芸術文化及び文化財保護 1 児童生徒が優れた芸術文化に触れる機会を確保するための体験的な学習事業の充実並びに伝統文化継承のための指導者の育成及び事業支援の拡充	6 児童クラブに対する冷暖房設置費用の補助は、厚労省所管の子ども・子育て支援交付金または内閣府所管の子ども・子育て支援整備交付金で補助の対象とすることが可能である。 7 宿泊学習施設の大規模改修については、利用者の安全及び利便性を考え、今後も計画的に改修を行っていく。 第4 1 関東各都県において、往復交通費を全額支給しているのは、本県のみである。引き続き、関東・全国大会への往復交通費を支給できるよう努めていく。 2 要望については、県生活環境部スポーツ推進課に業務を移管したため、当該課に情報伝達済み。 3 指導者育成に対する研修会への補助等、県体育協会と連携し、指導者の負担軽減について検討していく。 4 現在の各団体への負担金や補助金を継続して支給できるよう努めていく。 5 要望については、県生活環境部スポーツ推進課に業務を移管したため、当該課に情報伝達済み。 第5 1 児童生徒が優れた芸術文化に触れる機会の確保については、県の厳しい財政状況を踏まえ、事業内容を精査し、現状を維持できるよう予算措置に努めるとともに、文化庁事業の速やかな情報の提供に努めていく。市町村教育委員会においては、県事業及び文化庁事業を積極的に活用願いたい。 また、県立美術館・博物館では、学校教育活動としての入館料の減免はもと
---	---

2 文化庁活動の県代表として各種大会等へ出場する学校・団体の交通費、宿泊費等の諸経費に対する助成措置の検討 3 国及び県の指定・選定・登録等文化財並びに歴史的風致形成地区の保護を図る保存及び活用の一層の推進のための助成措置及びその拡充 4 県指定文化財に係る手続きの明確化及び市町村の負担の軽減 5 国庫補助事業への県補助金の復活	より、学芸員による展示解説等、学校に応じた対応も可能であるため、相談願いたい。 さらに、伝統文化の継承については、今後も「郷土民俗芸能の集い」を開催し、後継者養成と伝承保存を図っていく。 2 県代表校として全国高等学校総合文化祭へ参加する県立学校生徒の交通費等については、設置者である県において引き続き予算措置をしていきたい。 しかしながら、市町村立学校の児童、生徒分については、設置者である市町村において予算措置いただくようご理解願いたい。 3 県の補助制度については、継続補助が必要な事業や緊急に修理を必要とする県指定文化財補助事業を優先的に採択することとしているが、令和2年度より一定の条件を満たす国指定文化財への随伴補助を再開したところである。 歴史的環境形成総合支援事業は、市町村が歴史的風致維持向上計画を作成し、国の認定を受けたのちに進めるものであるため、国の助成措置が受けられるよう、市町村に当該事業の活用について働きかけていく。 なお、文化財に対する助成措置等の拡充については、全国都道府県教育長協議会、全国都道府県教育委員協議会を通じて、国に対して要望している。 4 県指定文化財に係る手続きについては、市町村教育委員会文化財行政担当者会議等において周知を図っているところである。 県指定文化財の管理・修理等に係る費用負担については、県文化財保護条例に基づき所有者負担と規定されているためご理解願いたい。 5 県では、厳しい財政状況を踏まえ、国指定文化財に対する県の随伴補助を平成22年度から休止してきたところである。しかしながら、文化財保護の重要性に鑑み、令和2年度より、事業規模指数に応じて国補助率の加算を受ける個人又は非営利法人等の補助事業者に限り、10,000千円を上限として、当該補
---	---

6 文化財・美術品等の展示施設（博物館等）の整備に対する助成措置の創設 7 自然災害等により被災した国・県指定文化財の災害復旧に対する助成措置の創設 第6 人権教育 1 地域に即した人権教育の継続推進	助を再開したところである。 また、県指定文化財の修理・修復事業のうち継続補助が必要な事業及び緊急性の高い文化財の修理・修復事業については、これまで同様、優先的に採択し補助を実施している。 6 市町村立博物館等の整備に対する県の助成制度については、県と市町村との役割分担や県の財政状況等を踏まえると困難である。 なお、国では、平成9年度まで補助事業（公立社会教育施設整備費補助事業）を行ってきたものの、全国知事会をはじめとする地方六団体の要望を受け、同10年度より交付税という形で全国の自治体へ税源移譲されたところである。 また、国宝や国重要文化財を所蔵する施設を整備する際は、国庫補助の対象となる場合もあるため、ご相談願いたい。 7 東日本大震災による文化財の災害復旧補助については、平成23年度より県独自で創設しており、当初、平成27年度までのものを、令和元年度まで延長し財政支援を行ってきたところである。 なお、県の財政状況は依然として厳しく、自然災害により被災した文化財に対する予算が十分に確保できない状況が続いていることから、全国都道府県教育委員会連合会を通じて、国に対して必要な財源の確保のほか、助成措置、税制優遇措置及び交付税措置のさらなる拡充など、文化財への財政支援を要望しているところである。 第6 1 学校教育全体を通して、自他の人権を尊重しようとする意欲や態度をもち、具体的な実践行動に移すことができる豊かな人権感覚や人権意識を育てる人権教育の一層の充実を図る必要がある。 「いばらき教育プラン」「学校教育指導方針」に掲げた人権教育の充実について、全県的な人権教育・人権啓発のための施策を継続して推進する。
--	---

